

# 高砂市立伊保小学校いじめ防止基本方針

## 1 はじめに

「いじめ」とは、「該当児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場合は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

本校では、全ての職員が、上記の考え方を十分に理解し、「いじめは、どの学校・どの学級・どの子にも起こり得るものであり、人として決して許される行為ではない。」という基本認識のもと、全校の児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送れるように、いじめ防止基本方針の策定を行う。

## 2 組織的な指導体制

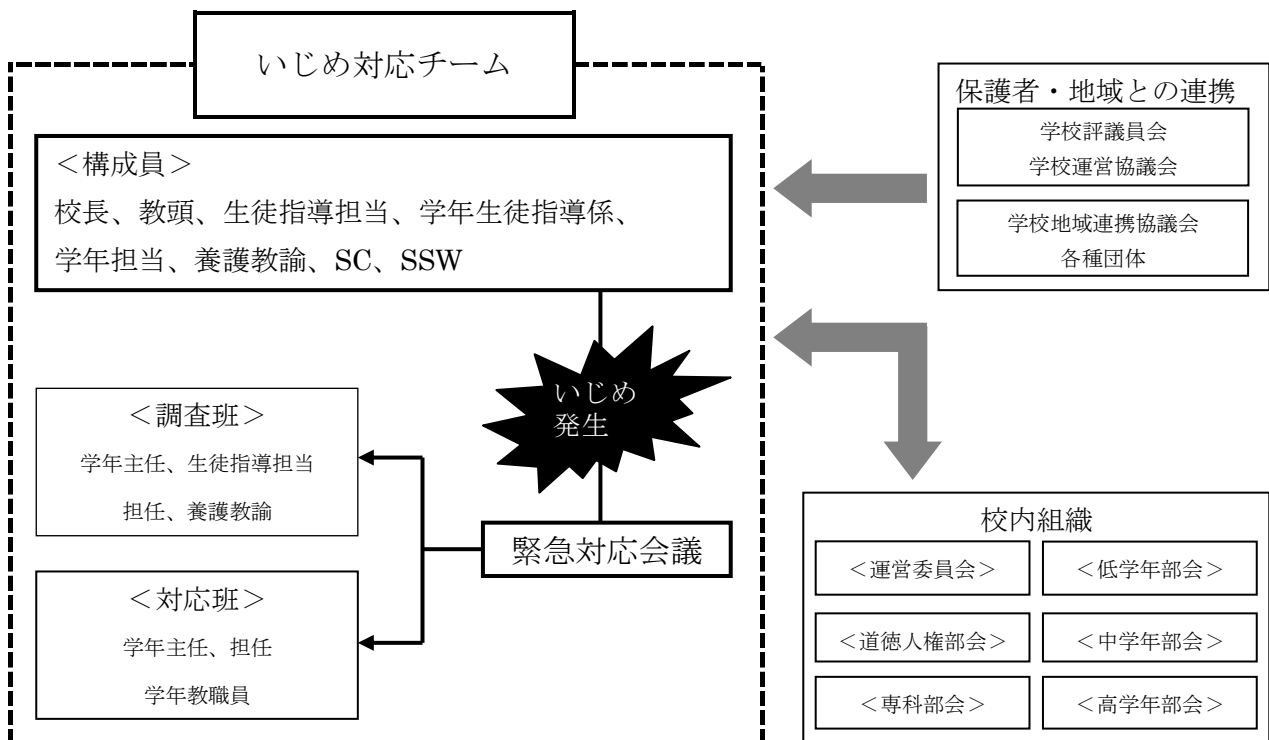
### (1) 生徒指導委員会

月1回生徒指導委員会を開催。校長、教頭、生徒指導担当、不登校担当、養護教諭、各学年・専科生徒指導部教諭が参加し、問題行動の有無や現状、指導についての検討等の情報交換を行っている。実施後には報告を作成し、全職員に共通理解を図って指導にあたっている。

### (2) いじめ対応チーム

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、いじめ対応チームを設置する。

必要に応じて緊急対応会議を開催し、調査・対応にあたる。



### (3) 校内研修の充実

- ・いじめ対応マニュアルを用いた校内研修
- ・学校危機対応ハンドブックを用いた校内研修
- ・カウンセリングマインド研修
- ・事例研修

### 3 未然防止対策

いじめを未然に防止するためには、まず、学校全体として、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるよう取り組むことが必要である。また、教師一人ひとりがわかりやすい授業を心がけ、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫するように努めることも大切である。

道徳の時間には、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切である。

一方、保護者・地域に対しては、いじめに関する情報の共有と発見・解消に向けての連携に努める必要がある。

#### (1) 児童に対して

- ① 居場所づくりや絆づくりを柱に、すべての児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれるように学校経営・学級経営をする。
- ② 一人ひとりを大切にしたい楽しい授業・わかりやすい授業を推進し、確かな学力の向上を図るとともに、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。
- ③ 「いじめは、人として決して許される行為ではない。」という強い認識をもてるように、様々な機会を通して指導していく。

#### (2) 教職員として

- ① 「いじめは、人として決して許される行為ではない。」という信念をもっていることを、様々な場面において児童に示す。
- ② 児童一人ひとりの絆づくりを促すために、組織的・計画的な働きかけを行い、すべての児童が活躍できる場を準備する。
- ③ 思いやり心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ④ 不適切な認識の言動が、児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ⑤ 楽しくわかりやすい授業を工夫するために、教材研究に努める。
- ⑥ 児童や保護者からの相談には、親身になって聞こうとする姿勢をもつ。
- ⑦ 一人で問題を抱え込むことなく、管理職への報告や全職員への共通理解を図り、組織的な対応を心がける。
- ⑧ 継続指導をし、再発防止に努める。

#### (3) 学校として

- ① 全職員が「いじめをしない、させない、許さない」という認識をもって、教育活動に取り組んでいることを保護者・地域に知らせていく。
- ② きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身に付け、認められているという実感をもった児童を育てるために、規律を正し、学力を育み、自己有用感を高めていくことを常に心がける。

### 4 早期発見対策

#### (1) 早期発見の基本

- ① 児童のささいな変化に気づくこと
- ② 気づいた情報を確実に共有すること
- ③ (情報に基づき) 速やかに対応すること

#### (2) 早期発見への手段

- ① 年1回生活アンケートの実施
- ② 年3回いじめ相談シートの実施

- ③ 振り返りシートの活用（毎週金曜日実施）
- ④ 校区内巡回パトロール
- ⑤ スクールカウンセラーとの連携

## 5 早期対応策

- (1) いじめられている児童に対して
  - ① 安全と保護を優先し、事実を確認する。
  - ② いじめられたつらさや悲しみを受け止め、共感し、心の安定を図る。
  - ③ 自尊感情を高めるように言葉かけをし、一緒に解決していこうと勇気づける。
- (2) いじめられている児童の保護者に対して
  - ① いじめの解決に向けて全力で取り組み、ささいな相談も真摯に受け止めていく。
  - ② 児童の様子を連絡し合い、解決に向けて連携していく。
- (3) いじめている児童に対して
  - ① 気持ち等を聞いた上で「いじめは絶対に許されない」ということを毅然とした態度で指導する。
  - ② 孤立感や疎外感を与えないように配慮し、問題解決に向けて共に取り組んでいくことを確認する。
- (4) いじめている児童の保護者に対して
  - ① いじめの事実を正確に伝える。
  - ② いじめの解決に向けて学校と家庭が連携して指導にあたっていくことを伝え、協力を求める。
  - ③ 家庭生活で変わったことはないか尋ね、何かあれば一緒に考えていく。
- (5) 周りの児童への対応
  - ① 人権に配慮した上で、いじめは起こったことを伝え、事実確認を正確かつ迅速に行う。
  - ② 「いじめがあることを知っていて知らないふりをするのは、いじめをしていることと同じである。」ということを理解させる。

## 6 関係機関との連携

### (1) 教育委員会との連携

いじめを確認した場合は、高砂市教育委員会に報告するとともに、状況によって「重大事態」と捉えた場合は、緊急生徒指導委員会を開くとともに、高砂市教育委員会に指導・助言を求め、組織的に対応していく。

### (2) 警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる時は、高砂警察署と連携して対処する。

### (3) 専門機関との連携

状況によって、専門機関に指導・助言を求め、適切に対応する。

相談所名	連絡先
中央こども家庭センター (明石にある児童相談所)	078-923-9966
東播少年サポートセンター (加古川にある警察のサポートセンター)	079-454-3364
学校支援チーム (播磨東教育事務所)	079-421-0115
子育て支援室 (高砂市の虐待についての相談窓口)	079-442-2260

## 7 その他（参考資料）

○いじめ対応マニュアル<改訂版>（兵庫県教育委員会：平成 29 年 8 月）

○学校危機対応ハンドブック（高砂市教育委員会：平成 25 年 3 月）

○生徒指導リーフ増刊号 いじめのない学校づくり（生徒指導・進路指導研究センター：平成 25 年 11 月）